

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで  
② 昭和51年4月から52年3月まで

申立期間①当時は、父親が市役所で国民年金保険料を納付していたはずである。申請免除期間とされていることに納得がいかない。

申立期間②当時は、私か妻が夫婦二人分を納付したはずであり、妻の分の国民年金保険料が納付されているにもかかわらず、自分の分の国民年金保険料が納付されていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と比較的短期間である上、申立人と一緒に納付していたとされる申立人の妻は、申立期間②の国民年金保険料を納付している。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料について、国民年金被保険者名簿により納付日が確認できる昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料は、基本的に夫婦同一日に納付されていることが確認でき、申立人又は申立人の妻が、あえて、申立人の申立期間②に係る国民年金保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金被保険者名簿の昭和51年4月から同年6月までの欄には、時効経過後の昭和54年7月31日付けの検認印が押印された後に、未納期間として訂正処理されており、当時の行政側の事務処理に不自然な点が見られる。

一方、申立期間①については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、国

民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親及び姉の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されているところ、母親については、申立期間①の大部分が申請免除期間となっており、姉についても、申立期間①のすべての期間が申請免除期間となっていることが確認でき、申立人の父親が、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料のみ納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月及び47年1月並びに47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和46年12月及び47年1月  
③ 昭和47年4月から同年8月まで

申立期間①当時、A市の旧B社で臨時職員として勤務しながら、国民年金保険料を毎月、A市役所に納めていた記憶がある。申立期間②及び③についてもそれぞれ居住していた市の市役所で納付したと思う。昭和55年6月に申立期間の特例納付をしたが、重複して納付したことになるので還付して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間である上、申立人の所持する年金手帳から、申立人は、昭和46年12月1日を資格取得日として国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立人の任意加入手続は46年12月ごろに行われたと推認されることから、申立期間②直後の47年2月及び同年3月の国民年金保険料は現年度納付されており、申立人が、あえて申立期間②の国民年金保険料のみ納付しないことは不自然である。

また、申立期間③のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間は、申立人は、申立期間②と同様、区役所の窓口で納付したとしており、申立期間②から当該期間にかけて申立人の夫の職業変更や申立人の住所変更は無く生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の47年2月及び同年3月の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、47年4月から同年6月までの国民年金保険料についても、引き続き納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間③のうち、昭和47年7月及び同年8月については、申立人

はC市に転居していることが確認できるところ、申立人のC市における国民年金の住所変更手続及び国民年金保険料の納付方法についての記憶は曖昧であり、当該期間における国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和40年10月以降と推認され、この時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間③のうち昭和47年7月及び同年8月並びに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月及び47年1月の期間並びに昭和47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から同年12月まで  
② 昭和43年3月から44年2月まで  
③ 昭和44年3月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が地区の納付組織を通じて納付しており、私だけ申立期間①及び②については未加入、申立期間③については未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間③を除く国民年金保険料をすべて納付しており、昭和50年4月から平成5年7月（60歳到達時）までは付加保険料を含めて納付している上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金制度発足時から60歳到達時までの国民年金保険料を完納しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及び申立人の妻が所持する国民年金手帳により納付日が確認できる昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料は、夫婦同一日に現年度納付されていることが確認でき、申立人の申立期間③の国民年金保険料のみ未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は昭和41年5月に国民年金被保険者資格を喪失し、44年3月に国民年金被保険者資格を再取得しており、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、地区の納付組織を通じて納付したと主張しているところ、申立人と同じ納付組織に所属

していた隣人は、「申立期間当時の納付組織では、役場から個人ごとに税金や国民年金保険料の徴収額が記載された一覧表が班長宅に届けられ、一覧表に基づいて世帯ごとに国民年金保険料等を徴収していたものの、国民年金に未加入となった者は、役場から届けられる一覧表に国民年金保険料額が記載されなくなるため徴収していなかった。」と証言している。

このことから、申立期間①及び②については、申立人の国民年金保険料が納付組織を通じて徴収されたとは考えにくい上、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び40年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和40年4月から同年9月まで

申立期間に係る国民年金保険料を含め、国民年金保険料の納付はすべて私が行ってきた。夫は申立期間についても納付している記録があるが、私の納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ12か月及び6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和36年4月から60歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も昭和36年4月から60歳到達時までの国民年金保険料を完納しており、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳により納付日が確認できる昭和40年10月から43年4月までの期間、44年7月から45年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は、夫婦同一日に、過年度納付や特例納付などにより納付されていることが確認でき、申立人の主張は基本的に信用できるものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、申立期間①の国民年金保険料については昭和38年5月に過年度納付するとともに、申立期間②の国民年金保険料については46年12月に特例納付していることが確認でき、申立人が、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料のみ、あえて納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立人は、夫とともに昭和44年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料を、46年12月に特例納付していることが確認できるところ、特

例納付は、先に経過した月の分から順次行うものとされていることから、46年12月の時点では、44年7月より前の期間である申立期間①及び申立期間②の国民年金保険料については、この時点ですでに納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から43年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する37年1月から38年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から43年3月まで  
② 昭和44年1月から同年3月まで

私は、昭和43年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、次第に生活が苦しくなったため、保険料を納めない時期があった。

A区に住むようになった昭和46年ごろからは収入が安定し、再び国民年金保険料を納付するようになった。

昭和47年ごろであったと思うが、推進員と名乗る男性二人が自宅に来て、「あなたには国民年金の未納期間がある。今なら特例で過去にさかのぼって保険料を納付することができるので納めないで損ですよ。」と言われた。その際、手書きの納付書のようなものを数枚もらい、後日、金融機関ですべて納付した。

少しした後、再び推進員が自宅に来て、手書きの納付書のようなものをもらい、「これを納めるとすべて今までの未納分が埋まりますよ。」と言われ、残りの国民年金保険料も納付したことをはっきりと覚えている。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付し、未納期間がないように努めたので、記録の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間②の直後の昭和44年1月から同年12月までの

期間の国民年金保険料を47年6月に第1回特例納付により納付していること、及び45年1月から46年6月までの期間の国民年金保険料を47年6月及び同年9月に過年度納付していることが確認でき、未納とされている期間の解消を図るべく努めていたことが推認され、第1回特例納付により納付が可能な申立期間①及び②の期間の国民年金保険料について、あえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、昭和47年ごろに自宅に来た推進員の勧めにより、過去の未納分を一括納付したと主張しているところ、当時は、職員が国民年金保険料の未納者宅を訪問した際に手書きの納付書を発行する機会があったことが確認できること、及び申立人が所持する領収書の納付期限等から、申立人の主張のとおり、推進員が申立人の自宅を2回訪れて、その際にそれぞれ手書きの納付書を発行したことが推認できることなど、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料納付に関する主張は、当時の状況と一致し、基本的に信用できる。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付記録について、当初、昭和51年10月から同年12月までの保険料は未納とされていたものを、社会保険庁が平成20年2月に未納から納付に記録を訂正していることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年9月時点では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和37年1月1日とされていたものの、社会保険庁が平成7年9月に申立人に係る厚生年金保険の記録を統合した際に、国民年金被保険者資格取得日が昭和38年4月21日に訂正されており、第1回特例納付の時点では、37年1月から38年3月までの期間を含めた納付書が発行されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

## 大分国民年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月から11年9月まで  
② 平成13年10月から14年3月まで

申立期間①については、町役場で保険料を納付したはずである。申立期間②については、任意加入をして、毎月、町役場で保険料を納付していた。

申立期間①については無資格、申立期間②については未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、申立人は、平成11年10月以降の国民年金任意加入期間について、申立期間②を除いて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間②当時、年金受給資格を得るために60歳を過ぎて国民年金に任意加入をしており納付意識は高かったと考えられること、及び社会保険事務局は、年金の受給資格を満たすために60歳以降に国民年金に任意加入している被保険者に保険料の未納がある場合には、年度内であっても電話等による納付勧奨や過年度納付書の発行もあり得ると回答していることから、申立人が、あえて申立期間②の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①については、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、60歳になった平成10年11月5日時点で国民年金の被保険者資格を喪失しており、A社会保険事務局が保管している「国民年金被保険者関係届書」（任意加入申請書）及びB市の電算記録から、任意加入の資格取得日は平成11年10月1日であることが確認できることから、申立期間は、保険料を納付することができなかったものと考えられるとともに、申立期間①当時、申立人が国民年

金に任意加入し、申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、  
平成13年10月から14年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認  
められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から56年6月まで  
② 昭和56年7月から同年9月まで  
③ 昭和57年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、私が納付組織（自治会）を通じて納付していたが、それとは別に、姉が私の申立期間①の保険料を金融機関に納付していた。重複納付した保険料の還付を受けていないので還付して欲しい。また、申立期間②及び③の保険料は、姉が納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間①の一部の期間に係る「国民年金手帳預かり証」、「国民年金保険料領収（控）」及び「国民年金保険料納付通知書兼領収書」を所持しており、「国民年金手帳預かり証」及び「国民年金保険料領収（控）」については申立人が納付組織で保険料を納付したことを示し、「国民年金保険料納付通知書兼領収書」は申立人の姉が金融機関で保険料を納付したことを示すものと主張している。

しかしながら、A市は、申立期間①当時、国民年金被保険者が納付組織を通じて国民年金保険料を納付する場合、集金人は、保険料を徴収した際に被保険者が所持する「国民年金手帳預かり証」又は「国民年金保険料領収（控）」に押印し、市から納付組織宛てに送付された「国民年金保険料納付通知書兼領収書」により金融機関で国民年金保険料を納付した後、金融機関の収納印が押印された「国民年金保険料納付通知書兼領収書」を被保険者に渡すこととされていたと回答している。

このことについて、申立人が所持している「国民年金保険料領収（控）」及

び「国民年金手帳預かり証」によると、申立期間①の国民年金保険料は3か月ごとに納付組織で集金されており、それに対応するそれぞれの期間の「国民年金保険料納付通知書兼領収書」に係る金融機関の領収年月日が納付組織の集金日からおおむね1週間後の月末であることから、納付組織で集金された保険料は、集金後に納付組織の集金人が「国民年金保険料納付通知書兼領収書」により金融機関で納付したと考えるのが自然である。

また、申立人の姉が、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、申立人の姉が申立人の申立期間②及び③の間の期間（昭和56年10月から同年12月まで。）を過年度納付していること、また、昭和42年度以降の国民年金加入期間の保険料を、申立期間②及び③を除き、特例納付、過年度納付及び追納を順次実施していることが確認でき、未納期間の解消に努めていたことが推認できることから、あえて申立期間②及び③の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格取得日は昭和27年2月1日、資格喪失日は同年8月16日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月5日から21年4月1日まで  
② 昭和21年7月1日から22年5月20日まで  
③ 昭和26年8月5日から28年2月1日まで

私は、申立期間①及び②については、C社に入社し、船員として継続して勤務していたのに、申立期間について私の船員保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

また、申立期間③については、昭和26年3月1日から、申立期間を含めてA社B工場に継続して勤務していたので、申立期間③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和27年2月1日から同年8月16日までの期間については、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の未統合記録が確認できたことから、当該期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和26年8月5日から27年2月1日及び27年8月16日から28年2月1日の期間については、社会保険事務所が保管しているA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、26年8月5日及び27年8月16日を資格喪失日とした資格喪失届が提出され、27年2月1日及び28年2月1日を資格取得日とした資格取得届が提出されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間は季節工として働いていた。」と証言している上、同様に資格期間が継続していない記録の者が複数確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち、昭和26年8月5日から27年2月1日及び27年8月16日から28年2月1日の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①及び②については、申立人の具体的な供述及び社会保険事務所が所有するC社の船員保険被保険者名簿に元同僚の氏名が確認できることから、申立人が申立期間①及び②において、C社に船員として勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間①及び②について、D社（C社の関連事業所。）に照会した結果、「申立期間当時の厚生年金保険料控除等に係る関連資料は保存しておらず不明。」と回答している上、当時の同僚の所在は不明であり連絡も取れないことから、申立期間①及び②における船員保険の加入状況等は不明である。

また、社会保険事務所が保有するC社の船員保険被保険者名簿には申立人の記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 398

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から48年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和39年10月から45年ごろまでは兄が納付をしてくれており、それ以後は私が昭和48年まで納付をしたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間のうち、昭和39年10月から45年ごろまでの国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄からは、申立内容を裏付ける証言を得られなかった上、申立人の兄も申立期間のうち厚生年金加入期間（昭和42年7月から同年10月までの期間及び42年12月から43年5月までの期間。）を除く期間の国民年金保険料が未納であり、申立人の兄が、申立人の国民年金保険料のみ納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人には、昭和38年11月ごろに、A市において国民年金手帳記号番号が払い出された後、48年8月ごろにB町においても国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、申立期間当時、申立人が居住していたB町において、A市で払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金保険料が納付された形跡は無く、B町において国民年金手帳記号番号が払い出された48年8月ごろの時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの期間、昭和57年4月から58年9月までの期間、60年4月から62年12月までの期間及び63年5月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から50年3月まで  
② 昭和57年4月から58年9月まで  
③ 昭和60年4月から62年12月まで  
④ 昭和63年5月から平成元年2月まで

私は、申立期間の①から④について国民年金保険料を納付していたはずだ。保険料未納となっていることに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者名簿の記録から、昭和50年11月11日であることが確認でき、この時点では、申立期間①は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①から④については、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間①から④の期間以外にも国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納期間が散見されるところ、申立人の元妻も、国民年金加入期間について、申立期間①のうち昭和47年12月から50年3月までの期間、申立期間②、及び申立期間③のうち60年4月から厚生年金保険に加入する同年10月までの期間の国民年金保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 403

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年6月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年6月まで  
申立期間の国民年金保険料は、私が納付組織（自治会）を通じて納付していたが、それとは別に、義姉が私の申立期間の保険料を金融機関に納付していた。重複納付した保険料の還付を受けていないので還付して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部の期間に係る「国民年金手帳預かり証」、「国民年金保険料領収（控）」及び「国民年金保険料納付通知書兼領収書」を所持しており、「国民年金手帳預かり証」及び「国民年金保険料領収（控）」については申立人が納付組織で保険料を納付したことを示し、「国民年金保険料納付通知書兼領収書」は申立人の義姉が金融機関で保険料を納付したことを示すものと主張している。

しかしながら、A市は、申立期間当時、国民年金被保険者が納付組織を通じて国民年金保険料を納付する場合、集金人は、保険料を徴収した際に被保険者が所持する「国民年金手帳預かり証」又は「国民年金保険料領収（控）」に押し、市から納付組織宛てに送付された「国民年金保険料納付通知書兼領収書」により金融機関で国民年金保険料を納付した後、金融機関の収納印が押印された「国民年金保険料納付通知書兼領収書」を被保険者に渡すこととされていたと回答している。

このことについて、申立人が所持している「国民年金保険料領収（控）」及び「国民年金手帳預かり証」によると、申立期間の国民年金保険料は3か月ごとに納付組織で集金されており、それに対応するそれぞれの期間の「国民年金保険料納付通知書兼領収書」に係る金融機関の領収年月日が納付組織の集金日からおおむね1週間後の月末であることから、納付組織で集金された保険料は、集金後に納付組織の集金人が「国民年金保険料納付通知書兼領収

書」により金融機関で納付したと考えるのが自然である。

また、申立人の義姉が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 404

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から61年4月まで  
昭和42年ごろに父が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が信用金庫又は市役所の窓口で納付した。申立期間が未加入期間となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は19年6か月と長期間であり、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続をしたとする申立人の父親も既に亡くなっているため、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が夫婦二人分を納付していたと主張しているが、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納である上、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料の納付方法についての記憶は曖昧であり、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人夫婦には国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 405

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から61年4月まで  
昭和42年ごろに義父が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私が信用金庫又は市役所の窓口で納付した。申立期間が未加入期間となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は19年6か月と長期間であり、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続をしたとする申立人の義父も既に亡くなっているため、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人が夫婦二人分を納付していたと主張しているが、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納である上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付方法についての記憶は曖昧であり、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人夫婦には国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの期間及び54年1月から55年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から52年3月まで  
② 昭和54年1月から55年9月まで

申立期間の納付記録を照会したところ、納付の事実がなかったとの回答をもらった。私は当時、県外で就労し母に仕送りをしていたが、申立期間の国民年金保険料は、町役場からまとめて納付するように言われて母が納めたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢で証言が得られないことから、申立期間①及び②における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和56年9月以降に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付ができない期間である上、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 147

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 43 年 4 月 14 日まで

私は、大学の夜間部に在籍中の夏ごろに、A社に入社した。申立期間について勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に係る具体的な供述から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社に照会した結果、「厚生年金保険の加入手続及び保険料控除に係る当時の関連資料は無く、また、当時の事務担当者も退職しており不明。」と回答していること、及び申立期間当時、同事業所に在籍していた元同僚は、「申立人は勤務していたかもしれないが、勤務期間などは分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務期間の特定ができない上、厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、申立期間前後の社会保険庁のオンライン上の厚生年金保険の資格の得喪日と雇用保険の取得日及び喪失日とがほぼ一致していることが認められるが、申立期間のみ、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 148

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 53 年 1 月ごろから、A社でトラックの運転手として勤務した。  
1日当たりの拘束時間は8時間を超えていたと思う。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に係る具体的な供述及び複数の元同僚などの証言から、申立人が、申立期間において、A社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時の複数の元同僚は、「申立人はトラックの運転手として勤務していたことは覚えているが、在籍期間の記憶は定かでない。」と供述している上、申立期間前後の勤務期間については雇用保険の加入記録を確認することができるものの、申立期間に係る雇用保険の記録は確認できず、申立人のA社における在職期間を確認することができない。

また、A社は、昭和 62 年 3 月 31 日に全喪しており、厚生年金保険料控除に係る関連資料は無く、当時の事務担当者は死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明であるが、元事業主の証言及び元同僚の厚生年金保険の加入記録から、当時、事業主は従業員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 149

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 38 年 10 月 30 日まで  
② 昭和 39 年 1 月 17 日から 42 年 1 月 16 日まで  
③ 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 9 月 25 日まで  
④ 昭和 51 年 8 月 17 日から 59 年 1 月 25 日まで  
⑤ 昭和 60 年 2 月 10 日から平成 8 年 11 月 25 日まで

私は、申立期間①についてはA社で、申立期間②についてはB社で、申立期間③についてはC社で、申立期間④についてはD社で、申立期間⑤についてはE社で、それぞれ工員などとして勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な勤務内容等に係る供述から、申立人が、申立期間①から⑤の期間において、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①から⑤の期間について、社会保険事務所が保管する各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票での申立人の資格取得日及び資格喪失日は社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる上、各申立事業所に勤務していた元同僚から、申立人が申立期間①から⑤の期間において勤務していたとの証言を得ることができない。

申立期間①については、A社（平成7年にF社と合併し、現在は、G社。以下同じ。）には、当時の給与控除等の関連資料は無く、申立人が同社において勤務していたことは確認できない。

一方、A社の下請けでH社の元代表者が、期間は特定できないが、申立人が勤務していたことを供述しており、申立人はH社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、元事業主は、「申立人は、H社で臨時の仕事をしていて、

厚生年金保険に加入していなかったのではないかと思う。」と証言している上、H社は、昭和32年11月21日に全喪しており、当時の給与控除等の資料は無く、事業主による厚生年金保険料控除をうかがわせる事情は無い。

申立期間②については、B社は平成8年6月に解散しており、当時の事業主の所在は不明であり、当時の給与控除等の資料は無い。

また、申立期間において同社に勤務していた複数の元同僚は、申立人のことを覚えておらず、社会保険事務所に記録のある厚生年金保険の加入期間以外の勤務状況の確認ができない。

申立期間③については、C社は、平成17年2月25日に全喪しており、当時の給与控除等の資料は無く、当時の事業主も亡くなっており、事業主による厚生年金保険料控除をうかがうことができない。

申立期間④については、D社は、社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、類似する名称の適用事業所も認められない。

また、商業登記簿においても同社を確認することはできない。

申立期間⑤については、E社は、昭和60年3月31日に全喪しており、当該申立期間のうち、同年4月1日以降は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、同社は平成8年6月に解散しており、当時の事業主の所在は不明である上、元同僚で連絡の取れる者もいないため、勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 150

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月から同年 4 月 19 日まで  
② 昭和 19 年 4 月 20 日から同年 6 月まで  
③ 昭和 21 年 8 月 31 日から 22 年 10 月 31 日まで

私は、申立期間①についてはA県B会C支部に、申立期間②についてはD市E会F支所に、申立期間③についてはA県B会C支部G村H会に、それぞれ勤務したので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①、②及び③について、A県B会C支部及びD市E会F支所及びA県B会C支部G村H会にそれぞれ勤務していたことは、申立人の詳細かつ具体的な勤務状況の供述及び当時のD市E会並びにA県B会の辞令から、推認することができる。

しかしながら、申立人が直接の雇用主であったと主張している、A県B会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が確認できず、A県B会C支部及びD市E会F支所並びにA県B会C支部G村H会は、厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない上、申立人の元同僚の記録も確認できない。

さらに、申立人は技手（技術員）であったと供述しているところ、申立期間①及び②については、厚生年金保険において一般職員が適用対象となる昭和 19 年 10 月以前である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

私は、夫とともにA社を設立し、取締役として常時勤務した。社会保険事務所の記録で資格喪失日が昭和 53 年 6 月 26 日となっているのは誤りである。同じように勤務した夫や他の従業員も厚生年金保険の記録がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「6月に一人、二人は辞めたかもしれないが、40人も辞めさせていない。」旨の主張をしているが、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和53年6月26日に43人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、同時期に資格喪失していた者からは、「会社の状況が悪くなり、何人か誘って一緒に辞め、再就職した。」との供述があり、複数の同僚からも同様の供述があり、人員整理に併せて厚生年金保険の資格喪失の手続を行っていたものと推認される。

さらに、被保険者原票において、申立人の資格喪失（資格喪失日は昭和53年6月26日）は、従業員38人とともに同一日の同年7月1日に受付処理されており、健康保険証については同年7月1日に返却されている。このほか同被保険者原票を確認したが、訂正箇所も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは無い。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 152

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 39 年 7 月まで  
② 昭和 40 年 8 月から 53 年 2 月まで  
③ 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 56 年 8 月から 57 年 8 月まで

私は、申立期間①については A 社に、申立期間②については B 社に、申立期間③及び④については C 社でそれぞれ勤務していたのに、いずれも厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述から、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A 社は、昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、D 社（平成 12 年 11 月に A 社から名称変更。）に照会したところ、「申立期間当時、社員は厚生年金保険に加入させていない。」としている。

申立期間②については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述から、申立人が B 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社はすでに全喪しており、保険料控除等に係る関連資料は無く、厚生年金保険の加入状況等は不明である。

また、当時の同僚から聴取しても、申立人が事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、当該申立期間において、申立人は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③及び④については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述及

び雇用保険の加入記録から、申立人がC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社に照会したところ、「当時の現場作業員は雇用保険と全国土木国民健康保険組合にそれぞれ加入させていた。申立人は、現場作業員であったため、厚生年金保険には加入させなかった。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。